



ランプ制御装置－  
第 2-1 部：始動装置の個別要求事項  
(グロースタータを除く)

JIS C 8147-2-1 : 2011

(JELMA/JSA)

平成 23 年 3 月 22 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

## 日本工業標準調査会標準部会 電気技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	小田 哲治	東京大学
(委員)	池田 久利	IEC/SB1 委員（東京大学）
	岩本 佐利	社団法人日本電機工業会
	大石 奈津子	財團法人日本消費者協会
	長田 明彦	社団法人日本配線器具工業会
	香川 利春	東京工業大学
	亀田 実	社団法人日本電線工業会
	京橋 昌次郎	社団法人電池工業会 (パナソニック株式会社エナジー社)
	熊田 亜紀子	東京大学
	佐々木 喜七	財團法人日本電子部品信頼性センター
	住谷 淳吉	財團法人電気安全環境研究所
	島田 敏男	社団法人電気学会
	鈴木 篤	社団法人日本電球工業会 (日立アプライアンス株式会社)
	高橋 健彦	関東学院大学
	豊馬 誠	電気事業連合会
	徳田 正満	東京大学
	中村 稔之	社団法人日本電機工業会
	飛田 恵理子	特定非営利活動法人東京都地域婦人団体連盟
	前田 育男	IDEA 株式会社
	山田 秀	筑波大学

主務大臣：経済産業大臣 制定：平成 17.12.20 改正：平成 23.3.22

官報公示：平成 23.3.22

原案作成者：社団法人日本電球工業会

(〒101-0021 東京都千代田区外神田 6-15-9 明治安田生命末広町ビル TEL 03-5812-1271)

財團法人日本規格協会

(〒107-8440 東京都港区赤坂 4-1-24 TEL 03-5770-1571)

審議部会：日本工業標準調査会 標準部会（部会長 二瓶 好正）

審議専門委員会：電気技術専門委員会（委員長 小田 哲治）

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 基準認証ユニット環境生活標準化推進室（〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1）にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

## 目 次

	ページ
<b>序文</b>	1
<b>1 適用範囲</b>	1
<b>2 引用規格</b>	1
<b>3 用語及び定義</b>	2
<b>4 一般的要件事項</b>	3
<b>5 試験上の一般的注意事項</b>	3
<b>5.1 異なる電気的特性をもつランプとともに用いる始動装置</b>	3
<b>5.2 試料数</b>	3
<b>6 分類</b>	3
<b>7 表示</b>	4
<b>7.1 強制表示項目</b>	4
<b>7.2 該当する場合に提供する情報</b>	4
<b>8 充電部との偶発接触からの保護</b>	4
<b>9 端子</b>	4
<b>10 保護接地</b>	4
<b>11 耐湿性及び絶縁性</b>	4
<b>12 耐電圧</b>	5
<b>13 安定器巻線の熱耐久性試験</b>	5
<b>14 故障状態</b>	5
<b>15 独立形始動装置の温度上昇</b>	5
<b>15.1 通常動作</b>	6
<b>15.2 異常動作</b>	6
<b>16 イグナイタのパルス電圧</b>	6
<b>17 機械的強度</b>	7
<b>18 構造</b>	7
<b>19 沿面距離及び空間距離</b>	8
<b>20 ねじ、通電部及び接続部</b>	8
<b>21 耐熱性、耐火性及び耐トラッキング性</b>	8
<b>22 耐食性</b>	8
<b>附属書 A (規定) 導電部が電撃を生じる充電部であるかどうかを決めるための試験</b>	10
<b>附属書 B (規定) 熱的保護機能付きランプ制御装置の個別要求事項</b>	10
<b>附属書 C (規定) 過熱保護手段付き電子ランプ制御装置の個別要求事項</b>	10
<b>附属書 D (規定) 熱的保護機能付きランプ制御装置の加熱試験方法</b>	10
<b>附属書 E (規定) <math>t_w</math> 試験での 4 500 以外の定数 <math>S</math> の使用</b>	10
<b>附属書 F (規定) 風防容器</b>	10

ページ

附属書 G (規定) パルス電圧の値の由来の説明	11
附属書 H (規定) 試験	11
附属書 I (規定) 機械的強度試験	11
附属書 J (規定) 球ギャップで測定するときに守る注意事項	13
附属書 JA (規定) 追加の安全性要求事項	13
附属書 JB (参考) JIS と対応国際規格との対比表	14
解 説	15

## まえがき

この規格は、工業標準化法第14条によって準用する第12条第1項の規定に基づき、社団法人日本電球工業会（JELMA）及び財團法人日本規格協会（JSA）から、工業標準原案を具して日本工業規格を改正すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本工業規格である。これによって、**JIS C 8147-2-1:2005**は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

**JIS C 8147**の規格群には、次に示す部編成がある。

**JIS C 8147-1** 第1部：通則及び安全性要求事項

**JIS C 8147-2-1** 第2-1部：始動装置の個別要求事項（グロースタータを除く）

**JIS C 8147-2-2** 第2-2部：直流又は交流電源用低電圧電球用電子トランジスタの個別要求事項

**JIS C 8147-2-3** 第2-3部：交流電源用蛍光灯電子安定器の個別要求事項

**JIS C 8147-2-8** 第2-8部：蛍光灯安定器の個別要求事項

**JIS C 8147-2-9** 第2-9部：放電灯安定器個別要求事項（蛍光灯安定器を除く）

**JIS C 8147-2-10** 第2-10部：管形冷陰極放電ランプ（ネオン管）の高周波動作用電子インバータ及び変換器の個別要求事項

**JIS C 8147-2-11** 第2-11部：照明器具用のその他の電子回路の個別要求事項

**JIS C 8147-2-12** 第2-12部：直流又は交流電源用放電灯電子安定器の個別要求事項（蛍光灯を除く）

**JIS C 8147-2-13** 第2-13部：直流又は交流電源用LEDモジュール用制御装置の個別要求事項

白 紙

(4)

日本工業規格

JIS

C 8147-2-1 : 2011

# ランプ制御装置－ 第 2-1 部：始動装置の個別要求事項 (グロースタータを除く)

Lamp controlgear—Part 2-1: Particular requirements for starting devices  
(other than glow starters)

## 序文

この規格は、2006 年に第 1.1 版として発行された IEC 61347-2-1 を基とし、我が国の実態に合わせるために、技術的内容を変更して作成した日本工業規格である。

なお、この規格で点線の下線を施してある箇所は、対応国際規格を変更している事項である。変更の一覧表にその説明を付けて、**附属書 JB** に示す。また、**附属書 JA** は対応国際規格にはない事項である。

## 1 適用範囲

この規格は、100 kV 以下の始動パルスを発生させる始動装置のうち、JIS C 7601, JIS C 7604, JIS C 7610, JIS C 7617-1, JIS C 7617-2, JIS C 7618-1, JIS C 7618-2, JIS C 7621, JIS C 7623, JIS C 8147-2-8 及び JIS C 8147-2-9 で扱うランプ、安定器と組み合わせて、50 Hz 又は 60 Hz の 1 000 V 以下の交流電源で用いる蛍光ランプ、その他の放電ランプ用の始動装置（グロースタータ以外のスタータ及びイグナイタ）の個別安全要求事項について規定する。

この規格は、放電ランプに組み込んだグロースタータ又は始動装置、及び手動操作による始動装置には、適用しない。蛍光灯変圧器については、**JIS C 8147-2-8** による。

**注記 1** グロースタータは、**JIS C 7619** に規定している。

性能要求事項は、**IEC 60927** による。

**注記 2** この規格の対応国際規格及びその対応の程度を表す記号を、次に示す。

IEC 61347-2-1:2006, Lamp controlgear—Part 2-1: Particular requirements for starting devices (other than glow starters) (MOD)

なお、対応の程度を表す記号“MOD”は、ISO/IEC Guide 21-1に基づき、“修正している”ことを示す。

## 2 引用規格

次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格のうちで、西暦年を付記してあるものは、記載の年の版を適用し、その後の改正版（追補を含む。）は適用しない。西暦年の付記がない引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

**JIS C 7601** 蛍光ランプ（一般照明用）